



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース

2020/6/8

NO.371 村上市仲間町334  
 村上民主商工会  
 ☎75-5272 FAX62-7392

## 「国保資格証を受けている人の状況を共有し、発行条件を検討する」(村上保険医療課)

### 村上民商が国保資格証発行で市へ申し入れ

村上民商は6月2日、村上市へ「国民健康保険資格証の発行中止」を求め、申し入れを行いました。申し入れには竹内会長と青木事務局長が出向き、信田保健医療課長、本間国保室係長が対応しました。

竹内会長は「新型コロナウイルス感染で、国保資格証の人の不安が増していて民商への相談もある。村上市は県内でも資格証の発行がダントツに多い。県内で資格証の発行をしていない7つの自治体を見ても資格証の発行と滞納世帯の数は関係ないし、資格証の発行は医療を受ける権利を奪うものだ。ぜひ無くしてほしい。当面、滞納があっても継続して市役所を訪れ納付がある人には、短期保険証への切り替えを行ってほしい」と要望書を手渡しました。

信田課長は「みなさんから指摘があり、新型コロナウイルス関係で医療を受ける時には資格証でも保険が適用されることを再度通知した。今回のコロナ禍を機会に、徴収を担当する税務課ともより連携を深めたい。減免申請の状況も考慮し、資格証を受けている人に寄り添って、個々の状況に応じて資格証の発行の見直しを検討したい」と述べました。

竹内会長は「資格証で医者に行くのをためらい、ガンが悪化し死亡した人が村上市にもいる。ぜひ資格証の発行を再検討してほしい」と結びました。

今、新型コロナウイルス感染拡大で多くの国保加入者の収入が大きく減少しています。また、健康不安もかつてなく増大しています。こういう時こそ「住民のいのちとくらしを守る」自治体の本領を発揮し、国保資格証の発行をやめていただくよう以下の通り要望しました。

- 1、国民健康保険資格証の発行をやめてください。
- 2、当面、連絡ができていて定期的に支払いがある加入者には、資格証を短期保険証に切りかえてください。



### 新型コロナウイルス感染拡大対策

#### 支援制度申請状況 5月末時点

#### ○持続化給付金

法人・個人 9件申請

(うち支給済み5件、申請中4件)

建設業Aさん(青色申告)は、今年2月売上が去年2月売上と比べ半分以上減少、自分のパソコンで持続化給付金の申請をしました。

飲食業Bさん(白色申告)は、去年の年間収入を12で割り、その額の1/2が今年5月上と比べ半分以上減少、持続化給付金の申請を民商事務所のパソコンから申請しました。

### 過払い金の相談も受付しています

## 6月の無料法律相談

日時 6月10日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月5日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。